

稲生川

令和4年4月1日 No. 82

世界かんがい施設遺産



稲生川

〒034-0011 青森県十和田市稲生町1番36号
TEL (0176)

23-5066 (代表)
23-2494 (緊急時)

FAX 23-3940

E-mail: info@inaoigawa.or.jp

稲生川土地改良区

土地改良区の概況

令和4年4月1日現在

受益面積	組合員数	総代現在数	役員数	職員数
5,039ha	4,205名	64名	理事 16名 監事 3名	13名

おはなべやま 御鼻部山展望台からの十和田湖



撮影：アートブリッジ 小野 昭仁



御鼻部山展望台（標高1011m）

子ノロから弘前方面へ国道102号線を進み、七曲りの急坂を登りつめると御鼻部山があります。

御倉、中山の2つの半島が、紺碧の湖面を抱くように突出し、逆光のなかに神秘的な十和田湖が眺められるスポットです。

好天の日には、遠く岩手山、八幡平のスカイラインも望むことができます。十和田湖は、稲生川の水源地となっています。



総 代 会 あ い さ つ

令和 4 年 3 月 15 日

理事長 丸 井 裕

本日は、令和 3 年度通常総代会を開催いたしたくご案内申し上げましたところ、総代の皆様におかれましては年度末にもかかわらず、何かとお忙しい中をご出席頂きまして誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、日頃より当土地改良区の運営と、円滑な事業推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

先ずは、昨年 10 月に計画しておりました総代研修ですが、コロナ感染の影響により時期を変更し年明けに実施したいと思っておりましたが、オミクロン株感染拡大の影響によりまして、断念せざるをえなかったことを深くお詫び申し上げる次第であります。研修につきましては次年度に繰り越すことで来年度計画にさせていただくことでご理解いただきたいと思います。

さて、そのオミクロン株の感染拡大ですが、全国的に見ますと、やや減少傾向にあるものの、青森県を見ますと高止まりの状況にあるようです。重症化しないといいましても、子どもの感染が増えており、収束にはまだまだかかるなという感じを持っております。

また、報道では毎日、ロシアのウクライナ侵攻が取り上げられておりますが、様々なところでその影響が出てきております。原油をはじめ、多くの資源を輸入に依存している日本は、資材等の高騰など、農家に及ぼす影響は大きいと考えます。このような中、土地改良の問題としては「水田活用の直接支払交付金の厳格化」であります。いろいろな場でも意見交換させていただいておりますが、対策の強化について、耕作放棄地の増加や、土地改良区の運営に支障を来すことなどが懸念され、地域の実情を十分配慮されるよう、国に対して要望しております。詳細な部分に入っていきますと、不確定な部分が多く見られ、県内の意見を取りまとめ、整理した形で国に確認している状況です。各市町村から皆様にお示しできますのはもう少しお待ちいただきたくご理解いただきたいと思います。

本日の提出案件は本年度補正予算、定款、諸規程等の改正関連、土地関連、新年度用水計画、そして米価下落措置といたしまして経常賦課単価を 300 円引き下げた内容等含めました新年度予算など、合計 10 件でございます。

また、本日の総代会は、予定としては改選前の任期中、最後の総代会となります。

全案件、慎重審議いただきまして、原案通り御議決、御決定を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は何卒宜しくようお願い申し上げます。



総代会議長を務めた近野総代



総代会の様子



挨拶する丸井理事長

令和3年度 通 常 総 代 会

令和 4 年 3 月 15 日、サン・ロイヤルとわだ（十和田市）に於いて令和 3 年度通常総代会を開催したところ、総代現員数 64 名中 60 名の出席で、午後 3 時 00 分に開会され、近野洋総代（おいらせ町）を議長に選任、金澤敏夫総代（十和田市）と平廣総代（東北町）の両名を議事録記名人に選任し、下記の案件が慎重に審議された結果、提出された全案件が原案通り可決承認され、午後 4 時 35 分に閉会となりました。

なお、開催に際しては、マスクの着用、消毒、換気等、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じたうえで実施しております。

上 程 議 案

議 決 事 項

- 議案第 1 号 令和 3 年度 収支補正予算について
- 議案第 2 号 定款の一部変更及び定款附属書役員選挙規程と総代選挙規程の一部改正について
- 議案第 3 号 規約の一部改正について
- 議案第 4 号 会計細則の一部改正について
- 議案第 5 号 地区除外等処理規程の一部改正について
- 議案第 6 号 令和 4 年度 賦課金の賦課徴収及び決済金について
- 議案第 7 号 令和 4 年 用水取水及び配水計画について
- 議案第 8 号 共有地持分の一部取得（字後野）について
- 議案第 9 号 全国土地改良事業団体連合会直接会員の加入について
- 議案第 10 号 令和 4 年度 収支予算について

令和 4 年度 収支予算書総括表

単位：円

科 目	一般会計	発電事業特別会計	内部取引消去	合 計
土地改良事業収入	209,471,000			209,471,000
発電事業収入		30,000,000		30,000,000
附帯事業収入	200,000			200,000
基本財産運用収入	11,000			11,000
特定資産運用収入	46,000	2,000		48,000
補助金等収入	0			0
交付金収入	24,075,000			24,075,000
寄付金収入	0			0
雑 収 入	6,200,000	1,000		6,201,000
業務受託料収入	6,140,000			6,140,000
借入金収入	0			0
固定資産売却収入	0			0
他会計繰入金	11,067,000	800,000	△ 11,867,000	0
積立資産取崩収入	101,590,000	0		101,590,000
繰越金	127,400,000	0		127,400,000
収 入 計	486,200,000	30,803,000	△ 11,867,000	505,136,000
土地改良事業費支出	232,166,000			232,166,000
発電事業費		4,734,000		4,734,000
一般管理費支出	176,291,000	900,000		177,191,000
土地改良事業負担金支出	11,000,000			11,000,000
借入金返済支出	200,000			200,000
固定資産取得支出	3,250,000	200,000		3,450,000
国庫納付金支出		0		0
他会計繰出額	800,000	11,067,000	△ 11,867,000	0
積立資産積立支出	20,057,000	13,902,000		33,959,000
予備費	42,436,000			42,436,000
支 出 計	486,200,000	30,803,000	△ 11,867,000	505,136,000

令和 4 年度賦課金・決済金について

10 a 当り

区 域 名	地 域 名	経 常 賦 課 金	地区賦課金		合 賦 課 金	前年度比 増・△減	決 済 金		
			区域別	地域別			共 通	地 区	合計決済金
1 稲生川区域	全 域 の 田 (下記区域を除く)	3,000	500		3,500	△ 3,199	28,600	22,000	50,600
	牛 泊 区 域	1,500	250		1,750	△ 1,599	14,300	11,000	25,300
	段 ノ 台 区 域	600	100		700	△ 639	5,720	4,400	10,120
	豊ヶ岡揚水機区域	3,000	500	1,300	4,800	△ 3,199	28,600	59,700	88,300
	里ノ沢揚水機区域	3,000	500	1,200	4,700	△ 3,199	28,600	59,700	88,300
	有 信 山 区 域	750	300		1,050	△ 75	7,150	13,200	20,350
2 深持用水区域	全 域 の 田	3,000	700		3,700	△ 3,099	28,600	11,200	39,800
3 中 掘 区 域	全 域 の 田 (下記区域を除く)	3,000	1,500		4,500	△ 3,199	28,600	20,700	49,300
	矢神揚水機区域	3,000	1,500	100	4,600	△ 3,199	28,600	58,400	87,000
4 切田用水区域	全 域 の 田	3,000	1,100		4,100	△ 3,199	28,600	25,400	54,000
5 元村用水区域	全 域 の 田	3,000	700		3,700	△ 3,699	28,600	24,400	53,000
6 立 崎 区 域	全 域 の 田	3,000	1,200		4,200	△ 3,199	28,600	23,800	52,400
7 一本木沢揚水機区域	全 域 の 田	3,000	2,200		5,200	△ 3,199	28,600	78,800	107,400
8 沖山用水区域	全 域 の 田 (下記区域を除く)	3,000	1,800		4,800	△ 3,199	28,600	32,100	60,700
	豊ヶ岡揚水機区域	3,000	1,800	700	5,500	△ 3,199	28,600	69,800	98,400
9 古 里 区 域	全 域 の 田	3,000	1,900		4,900	△ 3,299	28,600	45,600	74,200
10 七 百 区 域	全 域 の 田 (下記区域を除く)	3,000	1,500		4,500	△ 3,199	28,600	46,200	74,800
	七百揚水機区域	3,000	1,500	1,000	5,500	△ 3,199	28,600	83,900	112,500
11 東部三本木原区域	全 域 の 田	3,000	900		3,900	△ 3,199	28,600	18,300	46,900
12 深 南 区 域	全 域 の 田	3,000	1,000		4,000	△ 3,199	28,600	23,200	51,800
13 上北中部区域	全 域 の 田	3,000	2,500		5,500	△ 3,199	28,600	52,500	81,100
納 入 期 限	令和 4 年 8 月 1 日 ※自動口座引落日 令和 4 年 7 月 11 日						納入通知書発行日から30日以内とする。		
通 知 書 発 行 日	令和 4 年 6 月 1 日						申請処理決裁後		
賦 課 基 準 地 積	令和 4 年 4 月 1 日現在の土地原簿記載面積により賦課する。 ただし、加入地については、加入日現在の土地原簿記載による。						賦課地積と同じ		
徴 収 の 方 法	稲生川土地改良区理事長の発行する賦課金通知書による。						決済金納入通知書による。		

用途変更による畑については、当該土地に属する区域の賦課金とする。
ただし、経常賦課金は1/4 賦課金とする。
賦課金通知書発行日前に農地転用等の申請があった場合の賦課金発行については、理事長に一任する。
夫役現品の金銭換算、徴収の時期及び方法については、理事長に一任する。

用途変更による畑、用途畑の
地区除外は、当該土地に属する区域の決済金とする。
ただし、共通決済金は1/4 決済金とする。

令和 4 年度執行 任期満了に伴う総代・役員選挙のお知らせ

【総代選挙】

現総代の任期は令和 4 年 8 月 17 日で満了となります。選挙は土地改良法並びに稲生川土地改良区総代選挙規程に基づき組合員の投票により下記日程で行われる予定となっています。

- 1 選挙の期日 令和 4 年 7 月下旬予定
- 2 立候補の届出 令和 4 年 7 月下旬予定
- 3 選挙する選挙区及び総代定数

選挙区	選挙区域	総代定数
第 1 区	稲生川区域	12 人
第 2 区	深持用水区域	6 人
第 3 区	中振区域	1 人
第 4 区	切田用水区域	4 人
第 5 区	元村用水区域	5 人
第 6 区	立崎区域	3 人
第 7 区	一本木沢揚水機区域	4 人
第 8 区	沖山用水区域	5 人
第 9 区	古里区域	1 人
第 10 区	七百区域	4 人
第 11 区	東部三本木原区域	11 人
第 12 区	深南区域	3 人
第 13 区	上北中部区域	6 人
計	13 区域	65 人

- 4 名簿確定日 令和 4 年 6 月 30 日

6 月 30 日現在の組合員で選挙人名簿に記載されている人が投票することができます。ただし、選挙人名簿に記載されていても、投票日当日までに組合員の資格を失っている方は投票できません。

【役員選挙】

現役員の任期は令和 4 年 9 月 4 日で満了となります。選挙は土地改良法並びに稲生川土地改良区役員選挙規程に基づき総代の投票により下記日程で行われる予定となっています。

なお、当土地改良区では次期役員選挙から、理事に土地改良区組合員外より 2 人選任することとなりました。(員外理事)

- 1 選挙の期日 令和 4 年 8 月下旬予定 令和 4 年度臨時総代会
- 2 立候補の届出 (員内理事及び監事) 令和 4 年 8 月中旬予定
- 3 推薦の届出 (員外理事) 同上
- 4 選挙する被選挙区及び役員定数

員内・員外の区分	被選挙区	被選挙区域	定数	
			理事	監事
員内	第1被選挙区	稲生川区域	3人	全区域 3人
	第2被選挙区	深持用水区域	1人	
	第3被選挙区	中振区域	1人	
	第4被選挙区	切田用水区域	1人	
	第5被選挙区	元村用水区域	1人	
	第6被選挙区	立崎区域	1人	
	第7被選挙区	一本木沢揚水機区域	1人	
	第8被選挙区	沖山用水区域	1人	
	第9被選挙区	古里区域	1人	
	第10被選挙区	七百区域	1人	
	第11被選挙区	東部三本木原区域	2人	
	第12被選挙区	深南区域	1人	
	第13被選挙区	上北中部区域	1人	
員外			2人	
計			18人	3人

※当区では平成 21 年度の総代会において役員と総代は兼任しないことを申し合わせ事項として議決しています。

※選挙人名簿の作成に影響するので、組合員資格に変更がある場合(売買・相続等)は、速やかに当区へ届出願います。詳細については当区までお問い合わせください。

今年度より後期賦課金がなくなります

国営事業の償還が完了したことにより、今年度より後期（昨年までの黄色の納入通知書です）の賦課金がなくなります。賦課金の単価については 4 ページをご覧ください。

また、今年度より口座振替および振込による賦課金納入の方へは、領収書を送付しないこととなりました。領収書については、口座振替後の通帳の記帳および振込控えをもって代えさせていただきます。領収書の発行を希望される方へは個別に対応しますので、改良区まで申し出ください。

賦課金は土地改良区組織運営上、また事業遂行上必要な経費ですので、納入期限内に納入下さるようお願い致します。口座振替の引落日は 7 月 11 日となりますので、お手数ですが、通帳残高の確認をお願い致します。

令和 4 年度賦課金の納入期限は 8 月 1 日です

口座振替の引落日は 7 月 11 日です

※令和 4 年度賦課金通知書は令和 4 年 6 月 1 日に郵送にて発送致しますが、通知書が届かない場合は当区総務課までご連絡ください。

（納税組合に加入している場合は、代表者宛にまとめて送付致します。）

◎納入場所：稲生川土地改良区

※賦課金通知書に口座番号が記載されている金融機関については振込による納入が可能です。

青い森信用金庫・みちのく銀行・青森県信用組合については、事前に申込みをいただいている方にのみ金融機関窓口納入用の通知書を送付いたします。

賦課金の納入方法については、別途事前にご案内しており、納入方法について多数お申込みいただいております。納入方法の確認や変更については当区総務課までお問い合わせください。

賦課金の自動口座振替をご検討ください

新規の口座振替の申込は、稲生川土地改良区の窓口で受け付けています。申し込みには引落に使う通帳の口座番号と届出印が必要になります。以下の取扱可能金融機関に口座をお持ちであれば口座振替ができますので、口座振替への切替をご検討ください。

ただし、令和 4 年度の自動口座振替については申し込みを締め切っておりますので、あらかじめご了承ください。現在は令和 5 年度からの口座振替の受付をしております。

口座振替取扱可能金融機関

J A 十和田おいらせ、J A おいらせ、青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、ゆうちょ銀行

賦課金の滞納について

滞納者の方については相談の機会を設けており、その結果、分割納入により、確実に滞納額を減らしている方がいる一方で、何も相談がないまま累積滞納額が増えていく方も多くおられます。

当土地改良区では少しでも滞納の解消になるよう、ご提言をしたいので、相談をしていただく事をお願いいたします。

たび重なる催告にもかかわらず、納入いただけない方に対しては、やむを得ず、財産の差押え、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うこととなります。【土地改良法第 39 条】

水路にゴミを 捨てないでください

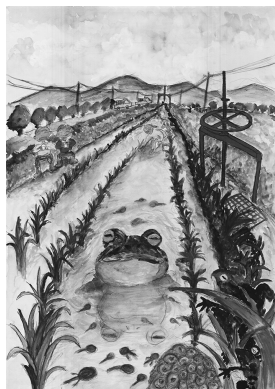
不法投棄によりゴミが除塵機に絡まり故障した結果、小水力発電所が緊急停止し復旧までに時間を要しました。小水力発電所が停止することにより売電収入が減り、維持管理費の軽減ができなくなります。



『ふるさとの田んぼと水』子ども絵画展2021 作品

全国水土里ネット主催により、全国の小学生以下から4,120点（うち本県85点）の応募がありました。本県からは、入賞1作品、地域団体賞2作品、入選8作品が選ばれました。この絵画展は田んぼ・ため池・農業用水路などの風景や、大切な水路を守っている人たち、農業に関する古くから伝わる祭りや風習、郷土料理、様々な農作業風景などをテーマに小学生以下の方ならどなたでも応募できます。例年6月に実施要領が発表され締め切りは9月です。みなさんも夏休みの自由課題として是非ご応募ください。

入 選 水 の 路 賞



「こんにちは、カエルさん」

にい ぜき の え さん
新 関 乃 英さん

十和田市立南小学校4年

地 域 団 体 賞 水土里ネット青森会長賞



「光り輝く、とうろう」

あら おか と あ
荒 岡 音 碧さん

十和田市立ちとせ小学校5年

令和4年度 事務局 配置

事務局 長 山 端 滋

事務局次長
(出納責任者) 木 村 繁 夫

総 務 課

課 長	田 中 啓 彦
課 長 補 佐	山 口 秀 勝
課 長 補 佐	阿 部 俊 子
主 任	木 下 孝 子
主 任	櫻 田 恵 美
主 事	森 野 亜 由 実

工 事 課

課 長	荒 岡 工
(頭首工管理責任者)	
主 任	小 田 和 正
技 師	八 嶋 諒
主 事	上 坂 由 美
技 師	高 田 侑 祐

組合員の皆様へのお願いについて

公共機関（市町・法務局等）で所有権移転等の手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ台帳等の修正は行われませんので必ず届出をお願いします。届出がなければ土地原簿の変更ができず、賦課金は従来の組合員への賦課となってしまいますので、ご注意ください。

届 出 の 種 類	申 請 の 名 称	注 意 点
農地の移動があったとき (売買・交換・贈与・貸借契約及びその解除) 組合員の名義を変更するとき 組合員の住所が変わったとき	組合員資格得喪通知書	組合員名は改良区からの郵便物の宛名で確認できますので、変更がないか、いま一度ご確認ください。
農地を転用するとき 公共事業で買収があったとき	農地転用等の通知書 地区除外申請書 農地転用確約書	公共事業による買収の際は申請及び決済金について事業主体と十分協議のうえ手続きをお願いします。
土地改良施設用地を出入口等に使 用したいとき 雨水や合併浄化槽処理水を水路に 放流したいとき	他目的使用申請書	合併浄化槽処理排水の放流許可後、 下水道へ切り替えた場合にも届出 が必要になります。

賦課は毎年 4 月 1 日現在における土地原簿に記載してある土地の賦課地積を対象に行われますので、権利移動等がありましたら速やかに届出ください。また、不明な点がございましたら土地原簿の閲覧ができますのでご来所ください。

農地転用する場合は、土地改良法の規定により決済金の納付が義務付けられていますので、意見書を受け取る際に納付していただきます。なお、その場合、申請年度の翌年度より除外となりますので、当該年度の賦課金はそのまま賦課されます。

滞納されている土地を取得すると、土地改良法第 42 条(権利義務の継承及び決済)により新しい権利者(買った人)に支払いが義務付けられています。必ず売買するときは、「滞納」があるかどうか改良区へ問い合わせくださるようお願いいたします。また、競売の場合も同様の扱いとなりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

稲生川土地改良区 総務課 TEL 0176-23-5066

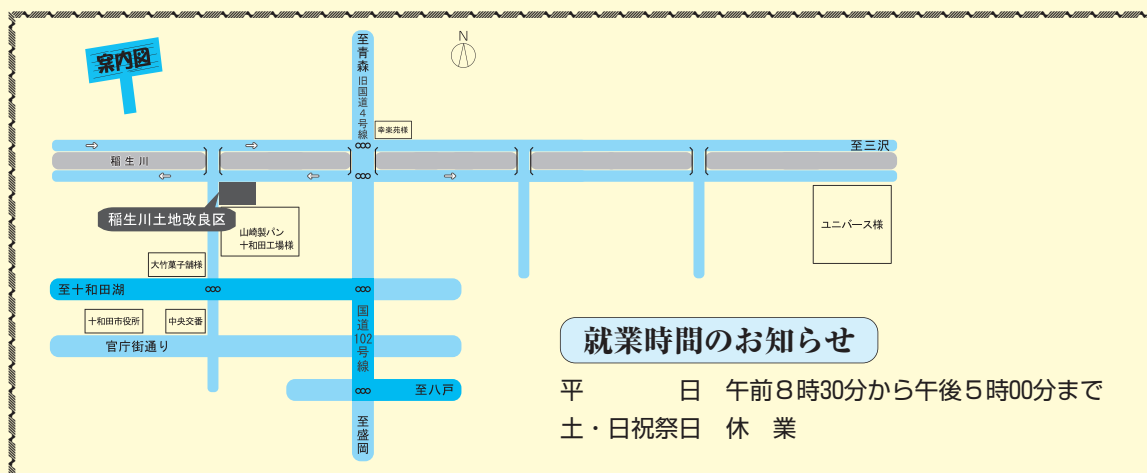
※各種届出用紙は土地改良区窓口で準備しておりますので、印鑑等をご持参のうえ手続きをしてください。
また、各種届出用紙は稲生川土地改良区ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

ホームページアドレス <http://www.inaigawa.or.jp>

PC・スマホで！

稲生川土地改良区

検索



令和4年 配水計画

月日	5月																															6月	7月	8月	9月
主要配水ブロック	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1～30	1～31	1～31	1～15
矢神1・2・3・4									0.1										0.1																
深持・北野芋久保									2.3											2.2															
中楢幹線									0.2										0.1																
切田幹線									0.8										0.7																
元村幹線									1.8										1.7																
元村支線									0.3										0.2																
相内堰									0.4										0.3																
第2葉山堰									0.1										0.1																
元村堰									0.2										0.1																
西裏堰									0.1										0.1																
東裏堰									0.2										0.2																
稲吉・前谷地									0.3										0.2																
下平堰									0.1										0.1																
北平第1									0.2										0.1																
洞内堰									0.2										0.1																
松山堰									0.1										0.1																
立崎														0.8						0.7															
上北中部														1.4										1.3											
一本木沢揚水機										1.2										1.1															
里ノ沢・高清水														0.3										0.3											
沖山幹線														0.9										0.8											
豊ヶ岡揚水機																			0.9						0.8										
古里																			0.1						0.1										
堀切																			0.1						0.1										
七百																			0.2						0.2										
根古橋・七百揚水機																			0.5							0.5									
向山用水路																			0.9							0.8									
百石幹線																			1.9									1.7							
三沢幹線																			1.3									1.2							

3
～
5日
幹線草刈りのため断水

16日
稲生川灯ろう流しのため断水

草刈りの際は刈った草を水路に落とさないように心掛け、フォークを置くなどし作業終了後、下流水路の確認をお願いします。

ゴミ流し程度 除々に水量を増やす m³/s 代掻期 m³/s 普通期

お知らせとお願い

- 台風、大雨、ゲリラ豪雨の天気予報時は減水又は断水を事前に行うことがあります。
- 断水後の通水は急激に水位が上がる場合がありますので、注意して下さい。
- 天候が回復しても奥入瀬川の増水及び濁水が原因で、取水が遅れる場合があります。
- 濁水時はポンプ劣化の原因となるため、ポンプ揚水はある程度時間を置いてから運転します。
- 7月3日～5日まで幹線草刈りのため断水となります。
- 中干し時期は、ほ場への引水状況を勘案しそれぞれの地域ごとに用水を調整します。
- 8月16日は、稲生川灯ろう流しのため断水（一部地域を除く）となります。
- 十和田湖周辺の雨量が少なく十和田湖水位の異常低下が予想される際は、節水となりますのでご協力お願いします。
- 落水日は、8月の総代会にて落水時期をお知らせしていますので、総代もしくは事務局までお問い合わせ下さい。

地域の用水調整等は地区管理委員まで相談ください。

通水、断水情報はホームページで確認できます。

稲生川土地改良区 検索



休日、夜間緊急連絡先

☎ 0176-23-2494 (終日)